\bigcirc 特 定解 体 工 事 元請業者が 特定 解 体 工 事 発注者に交付する書 面 \mathcal{O} 記 載 事項等に関する省令 (平成十八年十二

月 十 八 日 経 済 産 業 省 国 土 交通 省 • 環 境 (省令第三号)

(用語)

第 一条 この省令において使用する用語は、 フ 口 ン 類 の使用の合理化及び管理 の適正化に関する法律 (平成

十三年法律第六十四号。 以下「法」という。) に おい て使用する用 語 の 例 による。

(特定 解 体 工 事 元請 業者 が 特定 解体 工 事 発注 者に交付 す る 書 面 に 記 載 す る事 項

第二条 法 第 兀 十 二 条 第 項 \mathcal{O} 主 務省令で定め る事 項 は、 次 のとおりとする。

一 書面の交付年月日

二 特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所

三 特 定 解 体 工 事 発 注 者 \mathcal{O} 氏 名又は 名 一称及び 住所

四 解体工事の名称及び場所

五 建 築 物 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 工 作 物 に お ける第 種 特 :定製: 品 \mathcal{O} 設 置 \mathcal{O} 有 無 0 確 認結 果

(書面又はその写しの保存期間

第三条 法第四十二条第一項及び第三項の主務省令で定める期間は、三年とする。

附 則 平 -成十八. 年 経 済 産 業省、 国土交通省、 環境省令第三号〕

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 〔令和元年経済産業省、 国土交通省、 環境省令第二号〕

この省令は、 フロ ン 類の 使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一 部を改正する法律 (令和元年法

律第二十五号)の施行の日から施行する。